

令和4年度「ふれあいファミリアミーティング」回答表【六倉区】

No.	意見・要望	担当課	回答
1	<p>区長の身分、行政上の地位、役割を明確に規定していただきたい。その上で、町長からの委嘱状を交付していただきたい。すなわち、手当等を含めた総合的な区長制度を確立していただきたい（手当の額に関連して、現行の区長活動費は少ないのではないか）。また、副区長は区長の職務を分担して行っているので、副区長に対する手当制度も検討していただきたい。</p> <p>六倉区長は、六倉区自治会長と六倉区長の2つの役職を遂行している。任意団体としての六倉区自治会の会長としては、「六倉区自治会規約」第14条にその役割が規定されており、明確な根拠のもとに職務を遂行している。</p> <p>他方、行政区の区長に関わる根拠がなく、区長の身分、地位、役割が不明確のまま職務を遂行している状態であり問題である。</p> <p>町からの各種資料の回覧、ポスター掲示、各種委員の推薦、交通安全意識の啓蒙等、多種多様な業務を実施し、町行政の一翼を担っていると認識しているが、それら行為の根拠がないのではないか。</p> <p>また、特に災害時等は、一定の指示や統制が必要になると思われるが、災害時の役割（権限と責任）も明確になっていない。日頃の業務実施や災害時の活動の過程で区民とのトラブルが発生した場合、区長の「私的なトラブル」になってしまうのではないか。</p>	行政推進課	<p>町では以前、「地区嘱託員制度（昭和31年度～平成15年度）」を設け、行政区区長を町非常勤職員として位置づけていたところではありますが、社会情勢の変化等により、他自治体と同様、本町においても、区長会と共に、「嘱託員制度のあり方」について検討を進め、平成15年度末で制度を廃止したものであります。</p> <p>一方、町との協力支援体制や自治意識の高揚を堅持していただくとともに、区長さんの立場と現実的な様々な要望を考慮した中で、現行の「区長活動費交付金」を設けたところであります。</p> <p>これらの経緯を踏まえまして、以前のように町非常勤職員として位置付けることは難しいものと考えておりますが、引き続き、町と行政区の協力関係の中で、様々な地域課題の解決に向けお力添えをいただければと存じます。</p> <p>また、災害時の対応について、本町では各行政区毎に自主防災組織を設置しておりますが、この組織の体制の整備や役割等については、町地域防災計画で位置付けをしておりますことから、同計画に基づいた運用をお願いしているところであります。</p>

No.	意見・要望	担当課	回答
2	<p>「愛川町コミュニティ活動事業補助金交付要綱」を改正し、一般財団法人自治総合センターの実施する「宝くじの社会貢献広報事業（助成事業）」の助成対象事業である「自主防災組織育成助成事業」の助成を受けられるようにしていただきたい。</p> <p>（一財）自治総合センターの実施する「コミュニティ助成事業実施要綱」には、「自主防災組織育成助成事業」があり、全国各地域の自主防災組織に対する助成（各種の防災資機材購入等）を行っている。</p> <p>しかしながら、町の補助金交付要綱には当該事業が含まれておらず、助成が受けられない状況である。</p> <p>自主防災事業育成助成事業の助成額は上限200万円と高額で、行政区にとっては極めて有効な制度でありながら利用できず、宝の持ち腐れ状態となっている。</p> <p>自主防災資機材は単価が高いものも多く、数量も多く必要なため全体として高額な経費となるため、防災に関わる町の制度はあるものの、整備状況は極めて不十分なものとなっている。</p>	<p>行政推進課</p>	<p>「宝くじの社会貢献広報事業（助成事業）」に関しましては、従来、盆踊りの際に活用いただく「太鼓」や「やぐら」についてご要望いただいていたところではありますが、昨今の社会情勢を踏まえるとともに、区長会のご意見もお聞きしながら、より行政区のニーズに沿った助成対象となるよう検討を進めてまいります。</p>

No.	意見・要望	担当課	回答
3	<p>「愛川町自主防災活動資機材整備費補助金交付要綱」を改正し、補助対象品目を拡大し、一例として、「防災備蓄倉庫」「被災状況把握ドローンシステム」を加えていただきたい。防災資機材は、区民が「何時でも・すぐに使える態勢」にしておくことが極めて重要であると、図上訓練の成果も踏まえて考えている。</p> <p>六倉区は、地形や戸数の特性から6コ地域（6コ班）に区分して防災態勢としているが、防災倉庫は六倉児童館（区災害対策本部設置）に1個のみであり、「何時でも・すぐに使える態勢」に程遠い状態である。</p> <p>防災倉庫は極めて高額であり、区（自治会）の予算で多数を整備することは非常に厳しい状況であるので、町の助成を受けることが必須である。特に、いつ起こってもおかしくない大震災に備えて早期に整備したい。</p> <p>大震災が発生した場合、区全体の被災状況をなるべく早く把握することが、応急救護や初期消火等、初期の対応活動のため極めて重要である。特に、六倉区の特性として、六倉坂（土砂災害警戒地域）が土砂崩れで通行ができなくなり、下六倉地区が孤立化する可能性が高く、徒歩による状況把握と情報伝達は長時間を要する。</p>	<p>危機管理室</p>	<p>町の自主防災活動資機材整備費補助金の対象品目につきましては、自主防災活動の用に供する一般的な応急対策用具をはじめ、救出救護用具や情報伝達用具を対象としております。補助対象品目の拡大につきましては、区のご要望をお伺いし、購入希望の資機材単価を考慮した中で検討したいと存じます。</p> <p>なお、「防災備蓄倉庫」や「被災状況把握ドローンシステム」のように、高額な購入単価が見込まれるものについては、地域防災活動に直接必要な設備等の整備費用に対して助成が受けられる「宝くじの社会貢献広報事業（助成事業）」の活用を検討してまいります。</p>

No.	意見・要望	担当課	回答
4	<p>六倉坂の防犯・安全、防災対策の強化をお願いしたい。防犯・安全対策としては①街路灯又は防犯灯の増設、②防犯カメラの設置、③狭小部道路の拡幅。</p> <p>防災対策としては、①六倉坂上部法面の崩落防止工事の実施、②六倉地区と六倉坂及び下六倉地区を結ぶ点線道の整備（コンクリート舗装化等）【区防犯・安全・防災点検の結果による】</p> <p>六倉坂は、上六倉地区と下六倉地区を結ぶ区内唯一の道路で、小・中・高校生の通学路であり、区民の生活道路であり、相模原等方面への通勤路であり、下六倉地区への救急車・消防車の出動路でもある。</p> <p>現在、街路灯・防犯灯が設置されているものの数が少なく、夕方から夜間にかけて非常に暗いところが多く、防犯カメラも設置されておらず、防犯上問題が多い状態である。</p> <p>一部、道路が狭小になっている部分があり、車の離合ができず、子供達の通学時等の危険地域となっている。</p> <p>六倉坂上下の法面全体が土砂災害警戒地域に指定されており、大震災時に坂の諸所で土砂くずれが発生して通行不能となり、上下六倉地区の連絡は遮断される可能性が高い。したがって、法面の崩落防止工事、点線道の整備は必須である。</p>	<p>道路課 住民課 教育総務課</p>	<p>【防犯・安全①】防犯灯の増設（設置）については、毎年、各行政区からの要望や現地確認などにより設置候補個所を取りまとめ、その中から優先度を考慮して計画的に設置しております。</p> <p>【防犯・安全②】六倉坂の防犯カメラについては厚木警察署と協議を行い、平成27年度に設置しておりまして、令和4年11月には、カメラの更新を実施しました。</p> <p>【防犯・安全③、防災②】六倉坂については、令和3年度の「通学路安全対策協議会」において菅原小学校・愛川東中学校より危険箇所として挙げられたため、合同点検を行い、薄くなっていた路側帯（外側線）の補修を行いました。狭小部分における通学路の安全対策について、引き続き「通学路安全対策協議会」などを通じて、関係各課と協議してまいります。また、狭小部分の拡幅、点線道整備につきましては、道路課への「行政区からの土木要望」として、詳細をお知らせいただければと存じます。</p> <p>【防災①】法面崩落防止工事の実施につきましては、県の急傾斜地崩壊対策工事で対応できるよう、厚木土木事務所に要望いたします。</p>

No.	意見・要望	担当課	回答
5	<p>発熱等専用避難所（諏訪老人いこいの家）について。 大規模災害時の指定緊急避難場所として六倉児童館、指定避難所として第1号公園が指定されています。</p> <p>また、避難した際に発熱等の疑いのある人を対象とする避難所として、諏訪老人いこいの家が指定されています。諏訪老人いこいの家は、平成31年3月以降、非耐震であることから指定緊急避難所から対象外とされました。令和4年6月に改訂された「愛川町第1号公園避難所運営マニュアル」では、発熱等専用避難所（諏訪老人いこいの家）が指定されています。諏訪老人いこいの家は、耐震化されたのでしょうか。</p>	<p>危機管理室</p>	<p>発熱者等専用避難所として活用している「諏訪老人いこいの家」につきましては、新耐震基準に適合した施設となっております。風水害時のみ開設することを前提としております。大規模地震の際には、被害状況等に応じて町文化会館等の公共施設を活用することとしております。</p>

No.	意見・要望	担当課	回答
6	<p>災害情報の収集について。</p> <p>六倉区では下六倉地域が急傾斜地、相模川の増水による浸水が想定されています。災害時の町からの情報発信は、防災行政無線、メール配信サービスにより行われます。下六倉地区は上六倉地区以上に防災無線が聞き取りにくく、住民全員がスマホを使っている訳ではないので、タイムリーに的確に情報を得ることができません。</p> <p>先の愛川町国土強靱化計画のパブリックコメントの回答で、「町民の皆さんに防災情報を適時・適切に提供できるよう、あらゆる媒体を活用し、情報発信する体制を整えているところでありますので、引き続き、情報媒体の普及啓発に努めてまいります。」と回答されています。町が推奨している戸別受信機は町内全域をカバーしていません。町がジェイコムと締結している「災害情報等の放送に関する協定」に基づく戸別受信機は、町内どこでも設置が可能であり、音声もとてもクリアです。我が家も設置しています。現在、町の戸別受信機の設置の広報はほとんどされていません。町内全域の世帯とは言いません。急傾斜地域、河川の増水地域の世帯に補助金（月額費用）を出す等、町民の戸別受信機設置を増やしてほしい。広報だけでは普及しません。具体的対応が必要だと思います。</p>	<p>危機管理室</p>	<p>現在、災害情報などの提供に関しましては、町ホームページの専用ページやメール配信サービス、SNSを活用した情報発信のほかに、防災行政無線放送と戸別受信機の有償配布、電話での音声自動応答サービスなど、さまざまな情報ツールを提供しております。</p> <p>また、「災害情報等の放送に関する協定」に基づく、エフエムさがみと J : COMによる緊急時のラジオ・テレビ放送を活用するなど、情報発信体制を整えているところであります。</p> <p>また、本年8月からは、テレビ神奈川のデータ放送を活用した防災情報（防災行政無線の内容を表示）などの提供を開始しておりますので、ご利用いただければと存じます。</p> <p>ご提案の急傾斜地域、河川の増水地域の世帯への補助金交付については、町全体の予算のバランスを考慮しますと難しいものと考えておりますが、引き続き町民皆さんに、さまざまな情報媒体の活用について周知を図ってまいります。</p>

No.	意見・要望	担当課	回答
7	<p>防災指導員の育成について。</p> <p>地域の防災リーダーである防災指導員の育成のための研修会を行うと、地域防災計画に記述されています。防災指導員は交代します。新しく任命された防災指導員への基礎研修が必要だと思います。年1～2回開催されている指導員研修だけでなく、研修プログラムを作成し、どこの行政区の指導員も幅広い知識・技術を持つことが必要だと思います。また、各行政区で進んでいる取り組みを他の行政区でも広めることも、地域防災力を高める有効な手だてかと思います。</p> <p>そのためには、地域の防災リーダーである防災指導員の横の連携を強め、互いの進んでいる取り組みの学び合いを行い、各々の行政区で活かしてはと思います。連携の一つとして、年2回程度の防災指導員交流会（懇談会）を開催してはと思います。</p>	<p>危機管理室</p>	<p>地域防災力の向上を図るため、自主防災組織等の役割を担う防災士の資格取得経費を補助するとともに、地域の防災指導員には、原則として防災士の資格を有する方から優先的に選出していただくよう、区長会を通じて要請しております。</p> <p>また、防災士の皆さんが連携を強化し、防災・減災能力の向上を図りながら、それぞれの自主防災組織において、持てる知識や技能を発揮していただき、助言・指導などができるよう、スキルアップ研修会（講演、座談会）を開催しているところであります。</p> <p>ご提案の、地域防災組織等の中心的役割を担う、防災指導員や防災士の資格を有する方が合同で参画し、懇談などが行える場につきましては、スキルアップ研修会の中で実施できるよう検討してまいります。</p>

No.	意見・要望	担当課	回答
8	<p>お年寄りが多く、手入れができなくなった庭木が多いです。個人で切り倒すのは難しいので、日を決めて一括で木を切ることはできないでしょうか。</p> <p>利用したい人で割れば有料でもそんなにかからないと思うのですが。</p>	<p>高齢介護課</p>	<p>町内には、高齢者等による個々の人生経験を生かした軽易な仕事を受注している団体として、「公益社団法人愛川町シルバー人材センター」や「あシボ（愛川シニアボランティアグループ）」「あいちゃんサービスセンター」があります。各ご家庭で手入れができなくなった庭木についても、各団体へご連絡相談いただければ、下見・見積を行った上で、作業をお受けしています。</p> <p>【愛川町シルバー人材センター】 046-284-5023（植木剪定、草刈、除草等）</p> <p>【あシボ（愛川シニアボランティアグループ）】 046-205-1323（除草、植栽等）</p> <p>【あいちゃんサービスセンター】 090-8364-2111（簡易な草むしり、花壇の手入れ等）</p>
9	<p>諏訪神社（中津2281-1）近くの崖付近にある樹木の剪定と伐採をお願いいたします。</p> <p>強風が吹くと小さな枝やかなり大きな枝まで吹き飛んできます。また、朽ち果てた樹木が完全に枯れてしまい、周りの枝に寄りかかっている状態です。</p> <p>ここは中・高校生が通学路として利用し、一般の歩行者、乗用車の通行量も多いのが実情です。</p> <p>また、夜間は大変暗く、変質者の出没が心配されています。一方、高圧電線の上などにも樹木が覆いかぶさっており、ライフラインの確保の観点からも付近住民は以前から不安を感じております。</p> <p>以上のことから人命の安全安心の確保を第一にできるだけ早く対策を講じていただきたいと思います。</p>	<p>道路課</p>	<p>県の県央地域県政総合センターの発注工事において、当該地周辺の立木伐採を計画しているため、伐採後に再度現場を確認し、必要に応じて地権者に対し、道路部分に越境した枝の剪定および維持管理について依頼してまいります。</p>

No.	意見・要望	担当課	回答
10	<p>区内の空き家の玄関横に木があり、台風で折れたり倒壊する恐れがあるため、以前、町役場担当者に連絡し現認してもらいましたが、自分達では切る事ができないそうです。所有者に確認しないと木の処理はできないと言われたままです。このままでは木が大きくなり倒壊して電線や周囲の家に当たり破損したら損害賠償を誰にすればよいのか。</p> <p>再度、町役場で木を確認して、処理をお願いします。</p>	<p>環境課</p>	<p>当該木の処分は、所有者の財産権等、民法上の課題もありますが、町で対応することは困難であると認識しておりますが、町内に存する他の空き家等と比較して、不適切な管理状況にあると認める状況となった場合には、所有者等に対して通知等により、適切な管理を促してまいります。</p> <p>なお、損害賠償につきましては、基本的には土地所有者がその請求対象となるものと認識しておりますが、木の処分も含めた相隣関係に関して、町では予約制による法律相談を設けておりますので、ご相談されることも有効な方法であるかと存じます。</p>
11	<p>六倉区から田名バスターミナルへ行くバスを通していただきたい。</p> <p>現状、田名バスターミナルへは半原から出ている路線しかなく、乗り換えないと行けません。乗り換えなしの路線を通していただきたいです。</p>	<p>企画政策課</p>	<p>町では、町民皆さんの生活交通の確保を目標として、総合交通計画を策定しており、相模原市方面への公共交通アクセスは、本厚木駅方面や海老名駅方面と同様に、広域的な繋がりを支える幹線公共交通軸との位置づけをしております。</p> <p>こうしたことから、JR横浜線やJR相模線、北里大学病院方面への路線バスが集まるハブ機能を有した田名バスターミナルへのアクセス性を向上させる必要性は認識しており、これまでも路線バス事業者に対して要望等を行っておりますが、新規路線の設置には、採算性の確保等の課題があります。</p> <p>人口減少やコロナ禍等を要因として、路線バスの利用者は減少の一途をたどっており、赤字路線の廃止や減便など、公共交通体系を取り巻く環境は厳しい状況となっておりますが、持続可能な利便性の高い公共交通網の構築に向け、利用実態や需要を踏まえながら引き続き路線バス事業者と協議、検討してまいります。</p>

No.	意見・要望	担当課	回答
12	<p>毎年、新年度が始まると回覧板も新しい物が回ってきますが、最近の回覧板はポストに入れて回す事が多く、ポストに入らない家は床置されているため、雨の日には回覧板が水でふにゃふにゃになる時もあります。</p> <p>そこで、新しく回覧板を配布するだけでなく、回覧板を入れるジッパー付の透明袋も、組長さんへ回覧板の同数分の配布を希望します。</p> <p>自分が組長の時は大きめのビニール袋を用意した時もありますが、町か区で用意していただければ、組長の仕事もスムーズになるかと考えました。</p>	<p>行政推進課</p>	<p>現在ご利用の回覧板につきましては、民間事業者が広告を募り、作成・配布を行っております。</p> <p>雨天時のジッパー付き透明袋について、回覧板の作成を行っている民間事業者を確認したところ、配布は行っていないとの回答がありましたため、町で交付しております「地域づくり活動費交付金」の中で、ご対応いただきますようお願いいたします。</p>